

平成 26年 5月 29日

各県バドミントン協会事務局 御中

福島県バドミントン協会
会長 永井 祥一

第57回全日本社会人バドミントン選手権大会の出場資格について（連絡）

日頃より大変お世話になっております。

今年度の標記大会を本県で開催することとなり 関係書類を送付させていただきました。

御存知の通り 本年度より全日本社会人大会・全日本シニア大会の参加者は、(公財)日本バドミントン協会公認審判員の有資格者であることが 完全に義務化されることとなりました。つきましては、申込用紙に会員登録番号とともに 公認審判員登録番号の記入欄も設けましたので それぞれへの記入の程よろしくお願い致します。

以下の①②に該当する方も 今年度は有資格者と見なし受付致します。

①平成25年度末で公認審判員登録が失効する参加者で 締切日までに更新手続きをすませている方

→ 失効した時点の番号を記入し「更新中」と記載する。

②エントリー締切日以前に 審判員資格検定会に合格し申請中の方

→ 番号欄に「申請中」と記載する。

尚、全日本シニア大会開催県の愛知県においても 同様の対応をすると伺っております。